

○脳死した者の身体に対する検視等の実施要領の制定について（概要）

（平成10年福岡県警察本部内訓第27号）

この内訓は、脳死した者の身体に対する検視等の実施要領について、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 総則
- 脳死判定が行われる可能性がある事件等を認知した場合の措置
- 同措置に際しての留意事項
- 検察官との連携
- 部門間の連携
- 報告要領

などの項目からなっている。